甲は、「利用環境設定サービス（Microsoft 365/Enterprise Mobility + Security 対応）」（以下、「本サービス」という）を以下の各条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 利用環境設定サービス（Microsoft 365/Enterprise Mobility + Security 対応）
   (1) ドメイン設定
      ① 乙は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
         イ） 甲独自ドメインの DNS レコードの設定に必要な情報を Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトから取得
         ロ） 甲独自ドメインのレジストラーへの登録に必要な DNS レコード情報の提供
         ハ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトへの甲独自ドメインの登録
      ② 甲は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトで甲独自ドメインが「確認済み」であることを確認するものとし、当該確認をもって「本サービス」は完了とします。
      ③「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
         イ） 甲独自ドメインが登録済であること。

   (2) ユーザー登録
      ① 乙は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
         イ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトへのユーザーおよびセキュリティ グループの登録
         ロ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトが生成した一時パスワードリストおよび登録作業ログの甲指定 PC への保存
         ハ） 利用契約に基づき、ユーザーアカウントへのライセンス割当て
         ニ） 甲が指定した登録ユーザー5 名までの管理者設定
      ② 甲は、乙が登録した任意の 1 ユーザーアカウントで正常にサインインできることを確認するものとし、当該確認をもって「本サービス」は完了とします。
      ③「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
         イ） 甲独自ドメインを使用する場合、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトへのドメインが登録され、状態が「確認済み」となっていること。
         ロ） 登録するユーザー数は甲が契約する Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security のライセンス数を超えていないこと。
         ハ） 登録されたユーザーのパスワード設定は、登録時に自動生成されたものまでとする

   (3) AutoPilot 設定
      ① 乙は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
         イ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトに対しデバイス情報ファイルのインポートによる登録
         ロ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトに対し Autopilot Deployment プロファイルの登録
         ハ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトに対し Autopilot デバイス グループの登録
      ② 甲は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトで登録が「完了した」旨の表示であることを確認するものとし、当該確認をもって「本サービス」は完了とします。
      ③「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
         イ） 「本サービス」の実施によって影響を受けるデバイスへの対応は除外

   (4) Intune 設定
      ① 乙は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
         イ） Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトに対し以下の登録を行う
            （ア） Windows 10 デバイス保護
            （イ） Windows 10 アプリケーション保護
            （ウ） Windows 10 デバイスへの Office アプリの自動展開設定
            （エ） Android および iOS アプリケーション保護
      ② 甲は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトで登録が「完了した」旨の表示であることを確認するものとし、当該確認をもって「本サービス」は完了とします。
      ③「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
         イ） Windows 10 デバイスへの Office アプリの自動展開設定は 32 ビット版クイック実行バージョンの展開に限る
         ロ） 「本サービス」の実施によって影響を受けるデバイスへの対応は除外

2. オンラインサービス設定オプション
   (1) 乙は、Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security の オンラインガイドにもとづき次の事項を実施します。
      ① 甲独自ドメインの DNS レコードの設定に必要な情報を Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトから取得
      ② 甲が契約するドメインレジストラーに対する DNS レコードの設定
   (2) 甲は、乙の作業ログを確認するものとし、当該確認をもって「本サービス」は完了とします。
   (3)「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
      ① 甲が契約するドメインレジストラーへの DNS レコード設定の代行手続きが可能であること。
      ② 甲が契約するドメインレジストラーへのログイン（ユーザーID・パスワードの入力）は甲が行い、乙に代行させないこと。

3. 前項で定めるオンラインサービス設定オプションを契約する場合、追加する数量は、注文書に記載のとおりとします。

4. 本項は、第 1 項および第 2 項に共通して適用するものとします。
   (1)「本サービス」には、次の作業は含まないものとします。
      ① Active Directory との連携をする場合は、Active Directory 側の設定は含まない
      ② Exchange サーバーなど外部のメールサーバーとの連携設定は行なわない
   (2)「本サービス」の提供条件は、次のとおりとします。
      ① 甲の「オフィスあんしん オンラインオフィススイート（マイクロソフト Office 365）」シリーズの Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 対象プランの利用契約が有効であること
      ② 乙が使用する甲の PC が「本サービス」の実施に必要な環境になっていること。
      ③ Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security を利用する全ての PC は Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 所定のソフトウェア要件を満たしていること。
      ④「本サービス」実施に必要な情報が記載された乙所定の書面を「本サービス」着手前までに甲が乙に提供すること。

⑤ Microsoft 365 または Enterprise Mobility + Security 管理サイトへのログイン（ユーザーID・パスワードの入力）は甲が行い、乙に代行させないこと。

(3) 甲は、すみやかに「本サービス」の完了を確認し、「終了確認証」を乙へ提出するものとします。

(4) 乙は、「本サービス」が完了希望日までに完了できない事由が生じた場合は、すみやかに甲に対し通知するものとし、次号に定める場合を除き、その扱いについて別途協議するものとします。

(5) 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、乙に「本サービス」の料金を支払うものとします。乙が、「本サービス」を着手したにもかかわらず、乙の責によらず「本サービス」を完了できなかった場合でも、甲は乙に対して「本サービス」の料金を支払うものとします。

(6) 甲は、「本サービス」を乙に依頼するにあたり、乙の作業着手前までに機械装置に格納されているコンピューター・プログラムおよびデータ等を保護するためバックアップ等の適切な防御措置を甲の費用と責任で実施するものとします。

(7) 「本サービス」完了後、甲が機械装置またはソフトウェアの設定を変更した結果については、乙はいかなる責任も負わないものとします。

(8) 「本サービス」の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、「本サービス」の対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。ただし、甲が第 6 号の防御措置を実施しなかったことによる損害について、乙は一切の責めを負わないものとします。

(9) 前 2 号の定めは、「本サービス」完了後も有効に存続するものとします。

以上